

「電力安全課メールマガジン」をお読みいただきありがとうございます。

本メールマガでは、電気保安に関する情報等を不定期で発信しています。

皆様の業務のお役に立てていただければ幸いです。

【目次】

1. トピックス
2. 法令等改正情報
3. 事故情報

1. トピックス

■ **【重要】** [電気主任技術者の皆様へ]2025 年度冬季の自然災害に備えた電気設備の保安管理の徹底について

電気主任技術者各位におかれましては、冬季の雪害等の自然災害に備え、電気工作物の入念な点検を実施するとともに、必要に応じて電気工作物の設置者に対し、補強や補修、修理について指示や助言をするなど、電気設備の保安管理について徹底をお願いします。

詳細は以下の URL よりご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2025/10/20251031-2.html

■ **【重要】** [発電事業者の皆様へ]2025 年度冬季の電力高需要期における電気設備の保安管

理の徹底について

発電事業者各位におかれましては、冬季の電力需要期及び雪害期を迎えるに当たり、火力発電設備や再生可能エネルギー発電設備を中心に巡視・点検の強化等により、電気設備の事故防止に万全を期すとともに、万が一の事故発生時にも早期復旧が可能となるよう事前対策の徹底をお願いします。また、事前の防災態勢の整備の他、類似の事故防止のため、事故発生後の迅速な情報発信についても徹底をお願いします。

詳細は以下の URL よりご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2025/10/20251031-1.html

■太陽電池発電所における氷雪起因の電気事故への注意喚起

近年、氷雪による太陽電池発電設備の電気事故が増加傾向にあります。太陽電池発電設備は屋外に設置されているため、積雪や氷雪の影響を受けやすく、降雪による太陽電池モジュールや架台の破損、粉雪の侵入による逆変換装置の故障など、様々な電気事故のリスクが高まります。特に豪雪地帯では被害が集中して発生する傾向にありますが、豪雪地帯以外でも事故が報告されており、いずれの場合も事前の備えが重要です。

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）では、11月20日に太陽電池発電設備の氷雪被害に関する分析結果を公表し、事故事例や被害傾向、事故リスクを低減するための対応ポイント等を紹介しております。設置者の皆様におかれましては、NITEのプレス発表を参考に、「氷雪における太陽電池発電設備の安全対策や積雪前の事前対策」などの措置を講じていただきますようお願いいたします。

詳細は以下の URL よりご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2025/11/251121_00001.html

■電力貯蔵装置（蓄電池）・蓄電所を設置する場合の手引きについて

経済産業省ホームページにおいて、電力貯蔵装置（蓄電池）・蓄電所を設置する場合の手引きが公表されました。蓄電所、電力貯蔵装置（蓄電池）に関して、電気事業法上の保安規制にかかる手続きや事故報告について記載されています。

詳細は以下の URL からご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/denryokucyozousouchi.html

2. 法令等改正情報

■電気設備の技術基準の解釈の一部改正について

令和 7 年 11 月 20 日付けで「電気設備の技術基準の解釈」の一部改正が行われました。

<具体的な改正内容>

- (1) 電技解釈で引用している JIS 規格等を最新のものに更新
- (2) IEC60634 シリーズ改定への対応
- (3) 太陽電池発電設備用直流ケーブルに係る運用の柔軟化
- (4) リチウムイオン蓄電池の施設に係る保安要件の明確化
- (5) 高圧電線の施設方法に係る運用の柔軟化
- (6) スマートメーターシステムセキュリティガイドライン、電力制御システムセキュリティガイドラインの改正

詳細は以下の URL からご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2025/11/20251120-2.html

■「電気関係報告規則」等の一部改正について

令和 7 年 11 月 20 日付けで「電気関係報告規則の一部と改正する省令」「主要電気工作

物を構成する設備を定める告示の一部を改正する告示」が公布されました。また、同日付
けで、「電気関係報告規則第3条及び第3条の2の運用についての一部を改正する規程」が
公布されました。

本改正は令和6年3月に太陽電池発電所に併設された蓄電池建屋における事故を受け、
蓄電池に係る類似事故の再発防止策の検討を図る必要が高まっていることから、事故報告
の対象を変更するものです。

詳細は以下の URL よりご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2025/11/20251120-1.html

■「発電用水力設備の技術基準の解釈（20160511 商局第3号）」の一部改正について

令和7年11月19日付で「発電用水力設備の技術基準の解釈（20160511 商局第3号）」
の一部改正が行われました。本規程は、令和7年11月19日から効力を有します。

<主な改正内容>

発電用水力設備の技術基準の解釈第23条及び第33条で引用している JESC H3004
「水路に使用する樹脂管（一般市販管）及びその許容応力」において、ガラス繊維強化ポ
リエチレン管が追加されたことを受け、JESC 規格の西暦を 2023 へ更新するもの。

詳細は以下の URL よりご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2025/11/20251120-20251024.html

3. 事故情報

■電気事故<事業用（自家用）電気工作物>

◇主な発生事故。今後変更となる可能性があります。

発行：中国四国産業保安監督部 電力安全課

中国四国産業保安監督部 H P

<https://www.safety-chugoku.meti.go.jp/index.html>

中国四国産業保安監督部 X (旧 twitter)

<https://twitter.com/hoanchugoku/>